

平成27年雇8号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第13条不該当処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社C事務所（以下「事業所」という。）に就職し、平成〇年〇月〇日、同事業所を退職した。同年〇月〇日、請求人は事業所による解雇権の濫用を主張し、D労働委員会に対し、請求人の在職確認を申請した上、個別労働関係紛争のあっせんを受けた。この結果、同年〇月末をもって有期雇用契約が終了したことについて合意した。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、基本手当の受給資格決定を求めた。この際、請求人が提出した離職票の離職理由は契約期間満了と記載されていた。また、請求人は、労働委員会のあっせん結果について、これ以上会社と争うことは希望していないと述べた。
同日、安定所長は、請求人が基本手当の受給に必要な被保険者期間を満たしていないことから、法第13条不該当処分を行った。
- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日、安定所に来所し、離職理由は解雇であると主張し、再度受給資格決定を求めた。
- (4) 請求人の被保険者期間は6.5か月であり、当該申立てを受けたことから、安定所長は受給資格の仮決定を行い、事業所を管轄するE公共職業安定所長に対し、請求人の離職理由について照会したところ、平成〇年〇月〇日、同公共職業安定所長は、「請求人も同意して契約書に署名捺印されており、請求人の同

意なく契約を結んだとは認められず、また、契約更新のない旨の明示があることから、請求人の言う契約期間中の解雇とは認められない。」と回答した。

このため、安定所長は、同月〇日、改めて法第13条不該当処分を行った（以下「本件処分」という。）。

- (5) 平成〇年〇月〇日、請求人は、本件処分を不服とし、雇用保険審査官に審査請求をしたが、同審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第13条不該当処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 基本手当は、法第13条第1項により、被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上であったときに支給することとされており、さらに、同条第2項により、特定理由離職者及び解雇その他の理由により離職した者すなわち特定受給資格者については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上であったときに支給することとされている。

そこで、本件についてこれをみると、仮に請求人がその離職理由により特定受給資格者又は特定理由離職者であると認められる場合には、請求人の離職の日以前1年間の被保険者期間は6.5か月であることから、法第13条に定める基本手当の受給資格を得るものと考えられる。

- (2) 請求人について検討すると、平成〇年〇月〇日付け（日給月給制）雇用契約

書（以下「契約書」という。）においては、契約更新は「無」とされており、契約書の当事者欄に請求人の自署及び捺印が認められる。

さらに、請求人自身がD労働委員会にあっせん申請を行った個別労働関係紛争においても、合意書に請求人自身が署名捺印していることが認められる。

したがって、請求人の平成〇年〇月〇日以降における雇用契約については、予め明示的に雇用契約の更新が無いとされていたことは明らかであり、同月〇日をもって雇用契約が終了したものとみることが相当であるため、請求人は特定理由離職者及び特定受給資格者のいずれにも当たらないものと言わざるを得ない。

(3) なお、請求人は、採用面接時における説明と実際の契約期間が異なった旨主張するが、個別の雇用契約書に署名捺印しているのみならず、D労働委員会のあっせん手続においても、平成〇年〇月末日をもって請求人に係る有期雇用契約が終了した旨を内容とする合意書に署名捺印していることから、結論を左右しない。

(4) したがって、請求人の離職は契約期間満了によるものとみることが相当であり、法第13条の規定による被保険者資格を満たしていないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第13条不該当処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。